

『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』第五十号 抜刷（二〇二三年十二月）

【論文】

幕末期における「開国」認識

嶋
村
元
宏

【論文】

幕末期における「開国」認識

嶋村 元宏

【キーワード】

鎖国 献芹微衷 大槻磐溪 松本斗機蔵

【要旨】

本稿は、異国船の日本近海への来航が頻繁となった天保期からペリー来航期までを主たる対象に、当時の識者及び幕府がいかなる「開国」認識を持っていたのかを、外国との通商を容認する内容を含む海防論及びペリーが持参したアメリカ大統領書翰に対する諮問に際して出された通達文から明らかにした。

松本斗機蔵と大槻磐溪はいずれも、海防強化の一環として通商・通信を許容すべきことを主張した。これは通信・通商国が増加したとしても、「鎖国」祖法に抵触するとは認識していなかったことによる。すなわち、通信・通商の枠組みが保持されていれば、国の数は問題ではなかったという認識を持っていたといえる。通信国と通商国が増えたとしても、それをもって「開国」したという認識ではなかったということである。それに対し、幕府の通達文では、アメリカに通商を許すべきか否かが大きな争点であったことを確認した。斗機蔵や磐溪と異なり、オランダ・中国とおこなっていた形態の通商でさえも国を増加させることは祖法に抵触するものであり、通信・通商国を増加させることで「鎖国」政策を放棄、すなわち「開国」をしたとの認識だったことを明らかにした。

はじめに

本稿は、異国船の日本近海への来航が頻繁となった天保期からペリー来航期までを主たる対象に、当時の識者及び幕府がいかなる「開国」認識を持っていたのかを、外国との通商を容認する内容を含む海防論及びペリーが持参したアメリカ大統領書翰に対する諮問に際して出された通達文から探ろうとするものである。

永らく日本開国史研究の通説となっていた日米和親条約の締結を以て、「開国」とする考え方は、明治維新史研究において、内的環境のみならず外的環境にも注目すべきことを主張し、自ら日本開国史研究を主導した石井孝によるところが大きい。石井は、日米和親条約締結の意義について、「公然たる通商規定を欠く『和親条約』にとどまったが、これによってわが国と近代資本主義列強のうちの一国との国交が成立し、わが鎖国制度は大きく破られた」とし、日米和親条約の締結をもって「鎖国」の終わり、すなわち「開国」としたのである。

しかし、資本主義諸国と和親条約を締結したことが、「鎖国」を打ち破ったという点については、はなはだ疑問が残る。なぜ、資本主義国家と通商規定を含まない条約を締結することが、「鎖国」の終焉、すなわち「開国」といえるのであろうか。たしかに、西洋国際法にもとづく条約を締結したことは、東アジア圏に存在した国際秩序に若干の影響を及ぼしたことにはなるであろう。しかし、通商規定を含んでいない条約である限りにおいては、経済秩序を大きく変更するような打撃となったわけではないはずである。

また三谷博氏は、「ペリーと幕府との間で結ばれた日米和親条約は、日本の限定的開国を取り決めた開港条約であった」とし、「鎖国政策を能う

限り維持する道を選び、それにある程度成功した」と評価をするとともに、「日米和親条約をはじめとする諸開港条約は避戦のためやむなく結ばれた条約であった。幕府内外の多くの日本人は、それを「一時御計策之和親」を定めたものと解し、鎖国引き戻しの夢を託していた」と述べている^③。和親条約は当時の人びとにとって一時的なものとして結ばれた取り決めであったとしても、「鎖国」から限定的であるが「開国」へ移行したとの認識を示している。三谷氏は石井同様、幕府は通商を容認しなかったものの、和親条約は限定的であるにせよ「開国」を取り決めた条約であるとの認識に立っているのである。しかし果たして当時の人びとも「開国」と認識していたのかは定かではない。たしかに、条約締結は避戦のための「一時御計策之和親」という認識であったかもしれないが、それは通商国をオランダと中国、通信国を朝鮮と琉球に限定していた時点への回帰を志向したものと解することができる。

これに対し羽賀祥二氏は、オランダ・中国との通商関係、朝鮮・琉球との通信関係として成り立っていた対外的枠組みに変化が見られたとする。すなわちアメリカ、イギリス、ロシア、オランダとの条約締結により、朝鮮・琉球との通信関係に変化は見られないものの、通商関係は中国のみとなり、あらたにオランダとの間に和親・通商関係が、アメリカ・イギリス・ロシアとの間に和親関係が成立したとしている^④。すなわち、石井及び三谷氏が言うように、和親条約の締結を以て、「開国」したとすると、この羽賀氏が整理した状態も「開国」ということになる。しかし、「和親関係」という新たな関係が付け加わったとしても、旧来の西洋諸国が望んだ自由貿易によるものではない「通商関係」と条約にもとづかない国交関係である「通信関係」は維持されている。この状態に対し、当時の人びとはいかなる認識をもっていたのであろうか。また、今日われわ

れが考える「開国」認識と同じだったのであろうか。

アメリカの幕府に対する要求がまとめられた、フィルモア・アメリカ大統領からの徳川將軍宛書翰では、①日本との通商、②アメリカ人漂流民の保護、③石炭貯蔵庫の設置、の三点を求めていた。このうち①の通商については、幕府側が拒否したことにより条約に含まれず、結果的に日米双方の恒久的な親睦を確認する条約となったのである。そもそも、「鎖国」とは、キリスト教との接触を防ぐために日本からの海外渡航を禁止し、スペイン・ポルトガルのカトリック教国の来航を禁止したことに始まる人の移動およびそれに伴う物の移動を制限した出入国管理体制である。寛政四（一七九二）年のロシア・ラクスマン使節の来航を機に、松平定信によって整理された対外的枠組みであるオランダ・中国との通商関係及び朝鮮・琉球との通信関係からなる「鎖国」を基準としたとき、当時の人びとの認識では、どの程度の変更から「鎖国」の終焉、「開国」と認識したのであろうか。

厳密に言えば、定信が整理した対外的枠組みから少しでも変更がなされれば、それをもって「鎖国」の終焉と理解することも可能であろう。しかし、祖法は改変不可のものであるとの大方の人びとの認識とは異なる認識により、「開国」論を唱える人々がいたのも事実である。はやくは日本の孤立主義を憂慮した国学者の本居宣長の著作に見られる。また、ロシアの南下政策にいち早く反応し、天明期にロシアとの交易開始を含む蝦夷地開発論を『赤蝦夷風説考』により老中・田沼意次へ進言した仙台藩医・工藤平助、および西洋の経済モデルを理想とし、重商主義の立場をとる経世家の本多利明・佐藤深淵らも、「開国」論者として知られている。

なお、「開国」という言葉については、「鎖国」の対概念として一般的

には考えられているが、言説論の立場から研究をおこなった大島明秀氏および荒野泰典氏により、それを否定する興味深い指摘がなされている。大島氏によれば、この言葉は、ペリー来航当初から用いられていたわけではなく、明治二〇年代あたりから、それまで「鎖国」の対概念として使われていた「開化」に取って代わるように「開国」が歴史叙述に用いられるようになったという⁵⁾。また荒野氏も、「開国」という言葉は、幕末期にすでにみられるが、肯定的な意味を持って日本社会へ定着するのは、日英修好通商条約（1894年）前後のこと⁶⁾であるとするとする上白石実氏の研究成果によりながら、「このころになると、「開国」が、ほとんど手放しに肯定的に語られる一方で「鎖国」は、取り返しのつかない失政と評価」されたと結論している⁶⁾。

これにしたがえば、江戸時代の人びとは「開国」という概念を有しなかったのであるから、「開国」認識を問うこと自体否定されなければならぬ。しかしながら、さきに見たように、石井孝以来これまでの研究においては、大島氏及び荒野氏の指摘とは異なり、「鎖国」の否定⁷⁾、すなわち「鎖国」の対概念として「開国」という用語を用いて研究が進められてきている。

そこで、本稿では両者による言説論研究の指摘に留意しつつも、当時の人びとがもつ「鎖国」の否定概念として、すなわち、通信関係と通商関係からなる「鎖国」から何らかの変更がなされた対外的状態という意味において「開国」という言葉を、また「鎖国」状態の変更を求める提案・意見に対して「開国」論という言葉を使うことにする。

なお、本稿で分析対象とする「開国」論は、さきにもみた日本の孤立主義そのものを危惧して出された「開国」論ではなく、日本近海に異国船が頻繁に出没するようになり、「鎖国」の継続をめぐる危機認識がな

されるようになった天保期以降に出された、本来海防論と呼ぶべき著作である。具体的には、松本斗機蔵の「献芹微衷」（以下、「松本本」）、大槻馨溪の「献芹微衷」（以下、「馨溪本」）及びその版本である。またそれに加え、幕府の「開国」認識を探るため、具体的に通商要求が行われたアメリカ大統領書翰に対し、幕府から各層へ諮問が行われた際に使われた通達文を考察の対象とする。これにより、今日のわれわれが考える「開国」認識ではなく、当時の人びとの「開国」認識を明らかにしていきたい。

一 松本斗機蔵「献芹微衷」

はじめに著者である松本斗機蔵の略歴について確認しておこう。

松本斗機蔵⁷⁾は、寛政五（一七九四）年幕臣の子として生まれ、父の跡を継ぎ、八王子千人同心組頭を務めたのち、浦賀奉行所での役職に就く直前、天保十二（一八四〇）年病により四九歳にして没したとされるが、没年については諸説ある。名は胤親、菊人と号している。

松本が外国へと目を向けるようになったのは、父六郎胤保が、斗機蔵が幼少であった寛政一二年から文化二（一八〇五）年まで蝦夷地御用江戸掛として、蝦夷地との連絡事務にあたり、ロシアをはじめとする海外情報に接していたことによる。その父に影響されたことや、文化九年から翌一〇年迄最上徳内が八王子に滞在しており、蝦夷地を实地踏査して得られた知識や経験を語られたことに感動を覚えたのがその理由として考えられるという⁸⁾。

また、最上徳内に加え、高橋景保、近藤重蔵といった、当時海外情報通として知られた人々と交流し、文化末年頃初めての著述となる『北海鳥船記』を著している。これは、寛永二〇年から文化五年までの一六六

年間に北方に來航した異国船の記録で、のちに江戸時代の対外関係について、幕命により林述斎がまとめた『通航一覽』に多くが引用されている。⁹⁾

対外問題に強い関心を示した松本が「猷芹微衷」¹⁰⁾を著したのは、日本人漂流民を返還するために來航したモリソン号が、その目的を達せず日本を離れた直後であった。天保八年七月一九日から書き始められ、八月九日に脱稿し、同月二〇日に浄書され水戸藩主徳川斉昭へ提出された。¹¹⁾特にロシアとイギリスを想定して、幕府がとるべき方策が提案されている。以下具体的な内容を見ておこう。¹²⁾

松本はまず、西洋型大船を建造すべきことが急務であり、その大船の建造方法をオランダに乞い、あわせて航海訓練の指導を仰ぐべきとする。そのうえで、海岸付大名に対し、西洋型大船の建造及び運用を命令し、参勤交代時にその大船を利用し、異国船の來航にそなえ海岸警備をあわせておこなわせることを提案している。特に、蝦夷地と琉球を要衝の地ととらえ、そこでの警備を厳にすべきとする。このように、松本の主張も海防論であるが、そのなかでロシアとイギリスと国交を開くことを提言している。

まずロシアとの関係については、近年ロシアの南下により千島が蚕食されているが、本来は蝦夷地の属国であるのにもとに復し、国境を定めるべきであるとする。そして、「千嶋ヲ取り復ヘシテ古ノ如ク蝦夷ノ属国トセンコト難キコトニモ非ル乎、先ツ第一ニ、オロシヤノ交易ヲ許シテ唐山トノ私交易ヲ停ムヘキナリ」と、ロシアとの交易を開始するにあたり、これまで行われていた中国との私貿易を停止すべきとする。続けて中国との私貿易に関する歴史が記述され、その後「ロシヤノ交易ヲ許ルシテ唐山ノ私交易ヲ停ムルニハ先カムサツカ。オホツカ両湊ノ内ヘ国書

ヲ添ヘ使節ヲ遣ス」べきであるとする。これは、ラクスマン、レザノフ使節が來航し通商を要求したにもかかわらずそれを受け入れなかったことに対し、「今般面度ノ信義ヲ謝シ、鄰国ノ好ミヲ厚フシ、二国ノ界ヲ定メ、交易ノ事ヲ議セン」ことを目的とするものであるという。

さらにここで注目すべきはその交易方法で、「交易ハ是迄唐山船ニ積来ル貨物ノ目錄ヲ以テ此品々々差支ヒナク持渡ルヘクハ、我邦ノ物産ノ中貴国ニ於テ格別懇望スル由ノ品々別紙目錄ノ通り交易トシテ差渡」そうというのである。つまり、これまで行ってきた中国との貿易で扱っていた諸品をロシアと全く入れ替えようという構想である。これにより日本からの銅の流出も防げるとする。貿易総量を変えことなくロシアとの交易を行おうとするものである。

一方イギリスに対しても同様の考え方が示されている。まず江戸幕府とイギリスとの関係について、徳川家康より慶長五年にアンジンへ交易許可がなされ、日英交易が始まったことから書き起こされ、その上で、以下のような提言がおこなわれている。

イギリス国ニテ、オロシヤノ交易叶ヒタル事ヲ聞付ケナハ、此又必定渡来シ交易ヲ願フヘキカ、サラハ前条ニ述ル如ク、国初ノ御由緒有之ナレハ、年久シキコトニテ、御朱印ハ亡失スルトモ、和蘭ト隔年ノ商売ハ許サルヘキカ

ロシアへ交易を許可した場合はイギリスも希望してくることが想定されるが、その場合は開府以来のイギリスとの関係もあるので、当時渡していた御朱印を亡失していたとしても、オランダと隔年で交易を許可してはどうかというのである。

ロシアとはこれまで交易の実績はなかったが、二度にわたり通商要求を目的とした使節を派遣したことに加え、隣国であることから交易を許可すべきとの意見を述べていたが、イギリスについては開府初期に関係が成立し、オランダ同様朱印貿易を行っていたという「実績」にもとづき、「復活」させてはどうかという趣旨である。なお、オランダとイギリスと隔年で貿易をおこなうべきとする意見は、貿易総量を増加させないということを意図したものと見える。フェートン号事件をイギリスが引き起こしていたが、いまだアヘン戦争によるイギリスの強硬な対外姿勢がみられる前であったことから、それほどイギリスに対する嫌悪感もなく、松本はロシアとともにイギリスへも通商を許容すべきとしたと考えられる。

松本は、祖法とされているオランダと中国との通商関係に、ロシアとイギリスを新たに組み込もうとする提案を行った。一般的に考えれば、通商国を増加させることであるから、「開国」論ということになるが、当時においてもそのような位置づけをされてはいない。塩田順庵がまとめた海防論集の『海防彙議』に含まれていることからわかるように、当時においては海防論として読まれていたのである。

松本の真意は貿易により西洋型大船の建造や大砲の製造に必要な費用を賄おうとするものがあった。海防強化のための通商容認論であり、富国強兵を実現させることを目的とした通商許容論として、この「献芹微衷」を把握することができよう。なお、通商国に拡大がみられるが、貿易総量は増加させないという配慮がなされたものであり、通商国の増加をもつて「開国」という認識は、松本にはなかったということである。

二 大槻磐溪「献芹微衷」

ここでは松本とは異なり、「開国」論として位置づけられた、松本の著作と同名の大槻磐溪による「献芹微衷」¹³について検討する。早い段階から通商開国論を唱え、開明的と称される大槻磐溪が、まさに開国論を唱えた端緒として挙げられるのが、ここで検討対象とする「献芹微衷」である。

著者の大槻磐溪は、蘭学者として著名な仙台藩医・大槻玄沢の次男として、享和元（一八〇二）年江戸木挽町に生まれ、幼名六二郎と称し、長じてからは清崇と名乗った。通称は、平次郎、平次ともいい、磐溪、磐翁と号した。文化一三（一八一六）年一五歳にして林大学頭述斎の私塾に入門し、翌年には昌平坂学問所への入寮が認められ、松崎慊堂に師事している。その後仙台藩藩儒となり、藩校養賢堂総裁を務めるなどしたが、対外的有事に際して、「献芹微衷」などの意見書を上申するとともに、ペリー来航時にはその動向調査を命じられ、探索活動を精力的におこなっている¹⁴。

その磐溪が「献芹微衷」を著した背景は、弘化元（一八四四）年フランス・セシーユ艦隊が琉球・長崎に来航したり、弘化三年にアメリカ人宣教師ベッテルハイムが琉球で滞在をはじめたりしたことに加え、アメリカ東インド艦隊司令官ヴィッドル率いるコロンバス号の浦賀来航及び嘉永二（一八四九）年閏四月のイギリス軍艦・マリナー号による浦賀や下田での測量といった一連の対外的事件が発生したことによる。このような異国船の来航を重くみた幕府は、嘉永二年五月に海防策を提案するよう求めた。それに応じて磐溪により上申されたのが本史料である¹⁵。

その構成は以下の五編からなり、それぞれの冒頭に趣旨が記述されて

いる。

海堡篇

海防之第一策、不在待其来以防之、而在及其不来内自固焉、作

海堡篇、

陸戦篇

陸戦我所長、恃其長而彼長成来焉、不可不取彼長以補短、作陸

戦篇、

水戦篇

水戦彼所長、我能用其短、而彼長終屈焉、寸有所長、尺有所短、

作水戦篇、

隣好篇上

夫内既固矣、外通信隣国、而全其情交、亦固疆圉之第一策焉、作

隣好篇、

隣好篇下

凡築軍壘、造兵器、皆莫弗財之資焉、生財之道、亦不可置策、作

隣好篇下、⁽¹⁷⁾

各編の表題をみても、いずれも「開国」を主張するものではなく、その概要をみれば、具体的な海防策であることが理解できる。磐溪の孫にあたる大槻茂雄は後に、「隣好篇の上が開国論の主眼である」と評しているが、この後詳しく検討するように、開国を主眼としたものというよりも、松本同様海防強化を目的とした通商許容論であり、この部分も海防策の一つとして読むべきである。

ペリー来航に際しアメリカの要求にどのように対応すべきかを諮問し

たのとは違い、ここでは幕府はそもそもある特定の国からの通商要求に対してその是非を論じることを求めてはいない。あくまでも異国船の日本近海へ出没することに対しての海防策を提案するように求めたのである。その求めに応じて提出された本史料は海防論、すなわち国防論として理解する方が妥当であろう。

たしかに「隣好篇」においては、「夫れ内既に固まる。外隣国に通信して、その情交を全うするも、また疆圉を固くするの第一策なり」とし、ロシアへの通商許可を提案している。しかし、ここに記述されていることは、国内の海防態勢が固まったとし、国外については、隣国と情を交わらせることで、国境を強固なものとするのも一つの方策である、と言っているのである。

ロシアとの交易を説いてはいるが、ロシアからの通商要求への対応としてではなく、国防上ロシアと同盟関係を結ぶにあたり、その見返りとして、一八世紀末以降公式に日本との通商を希望しているロシアの要求に応じようという、国防的な観点からの提案である。決してロシアへの通商容認を皮切りに他国へも通商を拡大するという「開国」論を展開しているわけではないのである。

したがって、ロシア以外の国と通商することを許容することは全く想定されておらず、通商についてはいわずもがな、異国船の日本近海への接近も許そうとはしない攘夷を目的とするものであった。その攘夷を達成する手段として、ロシアに限って通商を許可するというものなのである。このことは、松本本同様本書が書かれた当時であって出回っていたさまざまな海防論とともに、「海防論集」に分類できる写本類に収録されていることからも理解できよう。当時にあつては海防論として読まれていたのであり、多くの読者も「開国」論との認識はしていないのである。

では、なにゆえ磐溪本が「開国論」として評価されたのであろうか。松本本とは異なり、磐溪本を明確に「開国」論と評価しているのは、先述したように磐溪の孫にあたる大槻茂雄が著した『磐溪事略』である。²⁰その自序によれば、明治四〇（一九〇七）年磐溪三〇年忌にあたり追遠祭を準備するなかで、磐溪の「一生を親共が物語れるを筆記したる者」であるという。²¹そこには、磐溪が嘉永二年の幕府からの諮問に対して、「献芹微衷」を著したことについて、以下のように記述されている。先述したところと重なる部分があるが、論旨を明確にするために、全体を引用しておくことにしたい。

磐溪先生も此年十月に献芹微衷といふ一書を作られた。これが祖父様が国事に公然と喙を容れられ即ち開国論を唱えられた皮切りである。海堡篇・陸戦篇・水戦篇・隣好篇上・下の都合五篇であつて漢文でかゝれた。其中で隣好篇の上が開国論の主眼であるから読んでみなさい。魯西亜と交際を結ぶ事の国家の急務なことを論じ、英吉利を却け、且其乱暴を禦く手だてを論ぜられたのである。ロシア鼻屑、イギリス嫌ひが十分に吐露されておる。²²

最初の「海堡篇」、「陸戦篇」、「水戦篇」には全く触れず、「隣好篇」で述べられているロシアとの通商容認を含む国交を結ぶべきとの提案だけに注目し、全体の論調を踏まえずに、このことのみをもって「開国論」と評価しているのである。

たしかに磐溪は、これにより「祖法」の変更が生じることは認識している。祖法の変更＝開国という認識で在るならば、本史料を「開国」論と位置づけることも妥当である。しかし、「蓋在祖宗之法、互市不可許、

而隣好固不禁²³」と、祖宗の法、すなわち祖法により交易は不可とされているが、隣好を固めることが禁じられている訳ではないとし、朝鮮と琉球の例をあげている。すなわち、「国境」を接する朝鮮と琉球とは通信関係を結んでいるのであるから、「国境」を接するロシアと通交するのは祖宗に触れないとの認識に立っている。また、交易についても、イギリスが欲しているのは銅であり、当時のオランダと中国との交易では、銅の流出がおびただしいことから、ロシアとの交易で銅以外の「我蝦夷所産、昆布・荅喇・塩鮭・枯鮑」と、蝦夷地でとれる、昆布、鱈、塩鮭、干し鮑を日本からの輸出品とすることを提案している。

すなわち、磐溪は祖法の拡大解釈をおこない、ロシアを除くイギリスをはじめとする欧米諸国からの通商要求を防ぐため、ロシアとの通商・通信関係を認めようというのである。これまでの祖法では、通商の国をオランダと中国、通信の国を朝鮮と琉球としていたのを、通商の国をロシア・オランダ・中国、通信の国をロシア・朝鮮・琉球というように、通商の国と通信の国という枠組みは維持しつつ、ロシアに限って追加するということが磐溪の意図するところだったのである。換言すれば、以前から通商要求をおこなっている隣国であることを根拠に、ロシアに限って、通商・通信関係へ組み込むことで、海防強化を図ろうとしたのである。

松本同様、通商国と通信国を、海防強化を目的として増加させることを磐溪は主張した。しかしこれは、通商の国と通信の国という祖法の大枠を崩そうとするものではなかった。通商国と通信国の区別を明確にし、増加させることについては祖法から逸脱した行為、すなわち「鎖国」政策に抵触するものであるという認識はなかったということである。通商・通信国の増加をもって「開国」という認識ではなかったのである。

三 版本版『献芹微衷』

磐溪による「献芹微衷」は、執筆された当時の人びとにとっては「開国」論ではなかった。では、いつから「開国」論とされるようになったのであろうか。そこで大正時代に出版された版本を取り上げることにする。これは、故大槻磐溪著『磐溪先制』として、孫の大槻茂雄によつて大正一四年九月に発行されたものである。『磐溪先制』は二冊からなり、一冊目が『献芹微衷 正統』、二冊目が開国への気持ちを読み込んだ詩が集められた『昨夢詩曆 正統』である。写本として伝えられた「献芹微衷」とは別に、他にも開国論と評価されてきた意見書があるにもかかわらず、大槻磐溪による「献芹微衷」が版本として出版された意図を探るため、まずその構成について確認しておくことにしたい。外題、扉、見出しは以下のとおりである。

(外題)

献芹微衷

(扉)

献芹微衷

(見出し)

献芹微衷

論評二道

藤堂侯評

(扉)

附録

(見出し)

読海防私策

書羽倉君海防私策後

(扉)

続献芹微衷

(見出し)

続献芹微衷

米利幹議一

米利幹議二

小泉仁兵衛手翰

魯西亜議一

魯西亜議二

第一冊目の「献芹微衷」の題簽が表紙に付された冊子は、「献芹微衷」、「附録」、「続献芹微衷」の三部からなっている。その第一部に、嘉永二年の「献芹微衷」が含まれているが、それに加え、「献芹微衷」を評価する文章が二編収められている。そして、「献芹微衷」を批判した羽倉簡堂の「海防私策」に対する反論が第二部「附録」としてあり、第三部は嘉永六年に相次いで来航したアメリカ・ペリー使節とロシア・プチャーチン使節への対応策である上申書を「米利幹議」、「魯西亜議」としてまとめ、それを評価する文章とともに、「続献芹微衷」としている。

第一部の「献芹微衷」はともかく、第三部「続献芹微衷」を構成する「米利幹議」及び「魯西亜議」は、執筆当時からそう呼ばれてはいない。『磐溪先制』をまとめるにあたり、磐溪が執筆した上申書の内容に応じて付した名称である。

「米利幹議一」は、嘉永六年六月八日、浦賀に来航したペリー艦隊の動

向調査を終え、江戸へ帰着した磐溪が林大学頭復斎に対しておこなった調査報告書である。そのなかでアメリカ使節への対応について言及している。アメリカ使節に、通商は祖法により容認できないことを伝えたところで、ロシア使節と異なり帰帆するとは思えないので、既に天保薪水給与例で実施しているのに準じ、薪水・食料などの必要物資を提供することを認めてはどうかと進言している。ペリー来航前年の嘉永五年のオランダ別段風説書で報じられていたアメリカ側の最大の要求が通商であることを磐溪はすでに知っていたが、アメリカへの通商許可については全く言及していない。

さらに、アメリカ大統領書翰への幕府による諮問に対して、嘉永六年八月八日に若年寄・遠藤但馬守胤統に提出された上申書である「米利幹議二」では、アメリカへの通商及び通信については、明確に拒否すべきことを主張している。上申書に添えられた「御返翰案」では、「先年。魯西亜国より。使節を立て。我国に通信通商を乞ふ時。我。固く祖宗之旧法を守て。其乞ひに応じ難きを論せしかば。使節は。承諾して速やかに帰帆し。爾後。再び我国に来る事なし。此事。僅に四十餘年前にあり。今。若し新に貴国之乞ひを許諾せば。信義を魯西亜に失ふに至らん。」²⁵と、アメリカの要求を許容することになれば、四〇年以上前に同じような要求をしてきたロシアに対し信義を失うことになるとして、拒絶すべきことを提言している。全面的な「開国」は想定していないのである。

なお、長崎へ来航したロシア・プチャーチン使節の応接掛となつた勘定奉行・川路左衛門尉聖謨に対し、嘉永六年九月二〇日に提出した上申書である「魯西亜議一」及び同年一〇月二〇日に老中・阿部正弘への上申書である「魯西亜議二」は、すでに「献芹微衷」以来繰り返し主張しているように、ロシアとの通商・通信関係を結ぶことを主張している。口

シアへのみ通商・通信を許容しようとする点については、たしかに「ロシアびいき」²⁶という磐溪の個人的心情によるものである。とすれば、磐溪はロシア以外の西洋諸国との通信・通商関係の拡大を図ろうという意図はなかつたということであり、一般的に考えられている西洋諸国への「開国」を志向していたとは言えないのである。

このような内容であるにもかかわらず、大槻茂雄は磐溪の上申書類を一書にまとめ、「開国」論の先駆けとして版本を出版したのである。この動機については、磐溪の子の大槻如電・文彦及び孫の茂雄が連名で出版した『献芹微衷』の末文に以下のように記述されている。

大正十三年二月十一日、先臣大槻磐溪に、従五位を贈らせ給ふ、誠に難有御事と奉存候、先臣は仙台藩儒臣にて一生を送り、国家に対し直接にさしたる功績も無之に、如何なる恩典かと退て熟慮致候処、開国論の首唱其一因にもやと存候、献芹微衷と題し候著書は、嘉永二年同六年に開国の持論を要路に建白したるもの、正統二篇有之申候、又昨夢詩曆と申す詩集は、身事世事を吟詠せし者にて其世事に對しては開国説を賦し候者甚多く有之候、

すなわち叙勲にあたり、すでに亡くなっていた磐溪の子孫たちが、磐溪の上申書類を「開国」論として広めたということになる。内容については、すでに前章で明らかにしたように「開国」論として執筆されたものではなかつた。大正時代になって磐溪が「開国」論者として子孫によって位置づけられたのである。

四 アメリカ大統領書翰への諮問通達文

ここまで対外関係を憂慮する識者による意見書をとおして、当時の「開国」認識を考えてきた。次に、幕府による「開国」認識について、アメリカ大統領書翰を各層へ廻達した際の諮問通達文を検討することにより明らかにしていくことにする。

嘉永六年六月一九日、浦賀奉行井戸弘道及び同戸田氏栄が受け取ったアメリカ大統領書翰は江戸へ送られた。その後、老中・阿部正弘ら幕閣は、周知のように、広く幕臣や諸大名などへアメリカ大統領書翰に対する意見を求めることとなる。その通達文は、内容的には大差はないものの文言に異同がある複数種が確認されており、具体的に検討すべき事項が明確に示されている。そこで、本節では文言の異なる複数種の通達文を検討することにより、幕閣はいかなる対外方針の変更に関する認識をもっていたのかを明らかにしておきたい。

最初の諮問は、諸大名に対してではなく、六月二六日に評定所一座及び三番頭などへおこなわれているが、評定所一座と三番頭への通達文とは、双方の文言の間に若干の相違がある。海防掛を含む評定所一座への通達文は以下の通りである。

今度浦賀表江渡来之亜墨利加船より差出候書翰之和解写二冊相渡候、此度之儀、実ニ国家之一大事ニ有之、通商御許容ニ相成候得は、御国法相立不申、却而後患も不少、御許容無之節は、防禦之手当上下一同格別嚴重ニ不被行届候而は、御安心之場合ニは難至候間、右書翰之趣得と遂熟覽、彼方之術中ニ不落入様、一体之利害得失後來之所迄も、銘々深く思慮を尽し、如何様之御処置ニ而、其国ニ当り可

申哉、仮令忌憚ニ触候筋ニ而も不苦候間、聊心底を不残遺策無之様、十分ニ評議致し可被申聞候事、

冒頭の一文は、アメリカ合衆国大統領書翰とペリーによる来航等を綴った書翰の翻訳書の写しを手交するというものであり、いずれの通達書とも共通している。違いは次からの部分に見られ、評定所一座へは「此度之儀、実ニ国家之一大事ニ有之、通商御許容ニ相成候得は、御国法相立不申、却而後患も不少、御許容無之節は、防禦之手当上下一同格別嚴重ニ不被行届候而は、御安心之場合ニは難至候」と、主立った三つのアメリカの要求のうちの一つである通商の可否について、通商を許可した場合と拒絶した場合に起こりうるであろう問題について具体的に示しつつ、対応方針を諮問している。すなわち、「国法」を枉げて通商を許可するのか、海防に不安が残るものの拒絶するのがよいのかを問うているのである。評定所一座宛通達文を見る限りにおいては、アメリカ側の三要求のうち、「通商」要求が、従来幕府がとってきた対外的枠組みを大きく変化させる要因として認識していたということを物語るものといえよう。

一方、三番頭への通達文は、

浦賀表へ渡来之亜墨利加船より差出候書翰之和解写式冊相達候、此度之義は、国家之御一大事ニ有之、実ニ不容易筋ニ候間、右書翰之趣意得と遂熟覽、銘々存寄之品も有之候ハ、仮令忌憚ニ触候而も不苦候間、聊心底を不残十分ニ可被申聞候、

とある。

評定所一座へは、具体的に「通商」の可否について諮問しているのに
対し、三番頭には、「此度之義は、国家之御一大事ニ有之、実ニ容易筋
ニ候」と、アメリカから要求されたこと自体が「国家之一大事」である
とし、それへの対応策を述べるよう指示しているのは、評定所一座への
指示とくらべ具体的な意見を求めているようには見えない。

その後七月一日に諸大名へも諮問がおこなわれるが、『幕末』には三種
類の通達文³¹が収録されている。

まず、「第一種」と分類された通達文は、

浦賀表江渡来之垂墨利加船ハ差出候書翰和解式冊相達候、此度之儀
は、国家之御一大事ニ有之、実ニ容易筋ニ候間、右書翰之趣意得
と被逐熟覧、銘々存寄之品も有之候ハ、仮令忌憚ニ触候而も不苦
候間、聊心底を不残十分ニ可被申聞候、

と、三番頭への通達文と同文である。

「第二種」は

今度浦賀表江渡来之垂墨利加船より差出候書翰之和解写二冊相渡候、
通商之儀は、是迄之仕来も有之、御許容之可否ハ、不容易事にて、実
に国家之御一大事に候間、右書翰之趣意得と逐熟覧、一体之利害得
失、後来之所迄も、厚く思慮を被尽、仮令忌憚ニ触候事ニ而も不苦
候間、銘々心底を不残、見込之趣十分に可被申聞候事、

此度垂墨利加船持参之書翰於浦賀表請取候ハ、全一時之権道に有之
候間、右に不相泥、存寄之趣可被申聞候事、

と、評定所一座への通達文同様「通商」という語句が使用されている。し
かし、通商の可否が問題であると指摘している点は、同じであるが評定
所一座への通達でみられた「御国法」という語句はみられない。ここで
は、他の通達文同様、「国家之御一大事」であるとし、通商を許可した場
合と許可しなかった場合とでのメリットとデメリット、および今後の影
響についての意見を求める内容となっている。

第三種は、「有所不為斎雜録」によれば、七月一日に月並出仕方、万石
以上之面々へ通達されたもので、以下のとおりである。

横紙

今度浦賀表へ渡来之垂墨利加船ヨリ差出候書翰之和解写二冊相渡
候、右書翰之趣ハ、不容易事ニ付、御許容難相成ハ勿論ニ候得共、右
ニ付而ハ、御備場ハ申ニ不及、内海之御備向迄モ、格別御手厚相整
居不申候而ハ、御安心ハ難被遊儀ニ有之、此度之儀ハ、実ニ国家之
御一大事ニ候間、重而渡来之節、如何様之御処置ニテ可然哉、右書
翰之趣得と逐熟覧、一体之利害得失従来之處迄も深く思慮ヲ被尽、仮
令忌憚ニ触候事ニ而も不苦候間、聊遺策無之様、見込之趣十分に可
被申聞候事、
又一通

此度於浦賀表垂墨利加船書翰請取候儀ハ、全ク一時之権道ニ有之候
間、右に不相泥、存寄之趣可被申聞候事、

ここでは、「御許容難相成ハ勿論ニ候得共」とまず許容することは困難
であることを前提とし、そのうえで海防態勢が整わないなかで再来航に
どのように対応すべきかを諮問している。

以上より幕閣は評定所一座への通達文に見られるように、「通商」の可否が祖法の改変につながることを示唆しているようである。松本斗機蔵と大槻磐溪は、通商・通信国の増加をもって祖法からの逸脱とは認識していなかった。しかし、幕閣からしてみると、要求がなかった通信国を含め、通商国の増加は「鎖国」政策の放棄として認識すべきものだったのである。

なお、ここで幕府及び意見を求められた者たちが想定している「通商」とは、従来の日蘭、日中貿易と同様の幕府による許認可にもとづくもので、貿易総量などがあらかじめ定められた「管理貿易」であり、当時欧米諸国においては自明となっていた「自由貿易」ではないことに注目しておきたい。アメリカ大統領書翰においても貿易形態については言及されておらず、何ら説明もなく要求された「通商」とは、当時幕府がオランダ及び中国との間でおこなっていた貿易形態を想起したとしても不思議ではない。

また幕閣においては、ペリー来航前年の嘉永五年六月に新任オランダ商館長として長崎出島に着任したドンケル・クルティウスが、ペリー来航予告情報を含む別段風説書とともにもたらした、アメリカへの対応策に言及した、いわゆるバタビア総督文書及びその具体案である通商条約草案⁽²⁾を入手していた。幕閣としては、すでにアメリカ使節の来航及びその目的を承知のうえでまとめられた、オランダからの対応案及びその対応案の中核ともなる通商条約草案を参照していたはずである。

先にみた評定所一座への老中による通達文における「通商」という用語について考えるためにも、長文であるが全文を引用し、通商条約草案について検討することにした。

第一

北アメリカ州共和政治司分多分願事仕候儀可有之、右願全く御取用不被成候様ニ無之、確執出来不申之為め、聊斗之事ニ而も御免許御座候方可然奉存候、尚阿蘭陀人之外たりとも食用薪水并船修復等之為め入用之品は御與へ病人養生之御手当被為成候様御沙汰ニ相成候方可然奉存候、

第二

日本国ニ往古今敵対不仕国々之者、若通商相願候ハ、長崎ニ渡海御免被成、左之箇条御立被為成可然奉存候、

第一、通商之儀は長崎湊ニ限候事、

第二、通商御免之国は其国重役同所江相詰候事、

第三、通商御免之国人之住館、同所江御手当ニ相成候事、

附り

此三箇条相立候得は、日本之内外場所ニ罷出候患有之間敷候、

第四、外国人ト之交易之儀は、江戸・京・大坂・堺・長崎、五カ所商人ニ限候事、

附り

此箇条之儀は、日本国法ニ而外国人ト私之交易御停止之趣阿蘭陀国王伝承罷在候、依之此趣向ニ候得は、御国法ニ相背候儀有之間敷奉存候、

第五、御法御立交易之趣向御定、長崎湊ニ御番所御立之事

附り

此箇条は船之出入荷物之積卸之御改方ニ付、御規定相定相立可申奉存候、

第六、交易取引之儀は双方長崎会所或は大坂会所之手形ニ而相弁候事、

附り

此箇条は日本之御法ニ而金銀外国江御渡御停止之由、且又外国之金銀日本ニ而通用不仕由、依之右趣向ニ仕候得は、御国法ニ背間敷奉存候、

第七、諸品物運上等之御規定程能御立之事、

附り

此箇条は外国人共運上差出候様相成、且過分之荷物持渡不申様之防ニ可相成、尤運上格別相増候得は、苦情申立候様可相成、依之程能申上候儀ニ御座候、

第八、交易義ニ付、外国人取合出来候節は長崎御奉行所と外国重役と取扱ニ相成候事、

第九、御法を犯候外国人は、其国之支配ニ而仕置可致事、

第十、日本御館府向ニ而、石炭囲場所、外国人江御差図之事、

附り

此箇条は、北アメリカ洲西方之渚、アジア州東方之渚并唐国と之蒸気船渡海、就中北アメリカ州共和政治弁利之為め、既には迄相立候場所も有之、就而は右様之振合ニ石炭囲場所相定候儀必用之事ニ御座候、

一、阿蘭陀国王之志意は、北アメリカ共和政治司分之願、前条之振合ニ御答被為成候ハ、御安全之御策と奉存候、

大きく「第一」と「第二」と二部に分かれた通商条約草案は、まず「第一」でアメリカからの要求への対応策の枠組みが示されている。アメリカ

カからの要求については、拒否した場合紛争となる恐れがあるので、些細なことであっても受け入れるべきとする。そしてオランダに対するのと同様、食料・薪水の給与、破損した船の修復に必要な材料の提供、漂流民保護をおこなうべきとする。そして、「第二」において、「通商」受け入れを前提として、具体的な提案が一〇箇条にわたり、その根拠とともに記されている。

最初の三箇条では、通商場所を長崎に限定し、そこに相手国の役人を置きあわせて役館を設置することを提案する。これは、貿易活動地域を制限すること、すなわち外国人の行動制限を意図したものであり、日本にとって優位であることを説いている。オランダや中国同様の措置をとることが提案されているのである。さらに第四箇条では、日本側の海外貿易に関与可能な商人を、江戸・京・大坂・堺・長崎の五カ所の商人に限定することを提案する。これは、「私之交易」を禁止するという日本の国法にもとづくものであるとするが、幕府の許可を得た五カ所商人のみに貿易権を与えるということであり、寛永以前におこなわれていた糸割符制度を模した貿易方法が提案されたのである。

そして第五箇条では、入出港する船の管理をおこなう船番所の設置が、第六箇条では決済手段として長崎及び大坂会所の手形を用いることが述べられる。これは日本からの金銀の流出を防ぐことが意図されたものであり、その一方で、海外で通用している金(貨)・銀(貨)は日本では決済手段として通用しないことからの提案である。第七箇条は貿易総量を制限するために貿易品に関する規定を制定することを、第八箇条は商取引において紛争が発生した場合の処置について、第九箇条では来日外国人商人が日本の法律に違反した場合は、当該国の法律により裁かれることとの規定である。そして最後の第一〇箇条は、アメリカの三つの要求の

一つである石炭貯蔵場所についてこれを準備すべきとの案が示されている。

このようにアメリカの要求をすべて受け入れつつも、特に幕府にとつて懸案事項となるであろう「通商」の形態については、寛永以前に幕府がおこなっていた糸割符制度を模した貿易形態を提案するなど、極力日本の「国法」に抵触しないよう配慮された提案がなされている。これは、長崎・出島にオランダ商館長付医師として滞在した経験があり、日本研究書として著名な『日本』を執筆したことでも知られる、フランツ・フォン・シーボルトが草案を作成していたからである。

当時オランダ政府の日本事情顧問であったシーボルトは、アメリカの対日遠征計画を知ると、オランダ植民省に対して「もつとも穏健な解決策としてオランダが日本と条約を締結することを提言し」、「条約締結の前例を作ることにより、他の主要国も続いてこれに倣い、日本と平和的に交流を結ぶことができる」と説き、条約草案を提出したのである。⁽³³⁾そして、この提言を受け、長崎での実際の交渉の際には、「オランダの特権を追求すると思われる箇所は全て削除し更に日本の危険を無私の態度で勸告」することが、蘭領東インド総督と植民省大臣との間で確認されている。⁽³⁴⁾この方針に基づき、新たにオランダ商館長となったクルティウスは、シーボルトによる条約草案を修正のうえ長崎奉行へ提出したのが先にみた史料である。

このように、アメリカと日本の事情をよく知る立場にあったオランダからの提案であるので、幕閣はオランダから出された旧来の貿易形態でアメリカも納得するであろうと考えたはずである。したがって、幕府の考える通商の可否とは、アメリカが要求する自由貿易による通商ではなく、これまでオランダ及び中国とおこなってきた貿易形態をアメリカに

適用させるか否かを問題にしたということになる。すなわち、オランダと中国の二カ国に加え、三番目の通商国としてアメリカを加えるか否かが、幕府にとってこの時点での課題として映ったのである。

おわりに

天保期以降、異国船の日本近海への来航が頻繁となるなか、「鎖国」体制の継続を目的として著された通商容認を含む海防論とペリーが持参したアメリカ大統領書翰に対する各層への諮問に関する通達文を主たる検討対象とし、そこにみられる「開国」認識について明らかにした。

松本斗機蔵は、通商については、貿易総量をそれまでと同じにすることを条件に、ロシアとイギリスへ、通信についてはロシアへ許すべきとした。また、大槻磐溪もロシアに対し、通商と通信を許すべきとした。しかし、通商・通信国が増加することにより、「鎖国」祖法に抵触するとはいずれも認識していなかった。すなわち、通信・通商の枠組みが保持されていれば、国の数は問題ではなかったという認識を持っていたということになる。換言すれば、通商国と通信国が増えたとしても、それをもつて「開国」したという認識ではなかったということになる。

それに対し、ペリーが持参した大統領書翰に対して各層へ意見を募つた際の通達文では、アメリカに通商を許可すべきか否かが大きな争点であったことを確認した。斗機蔵や磐溪と異なり、オランダ・中国とおこなっていた形態の通商でさえも国を増加させることは祖法に抵触するものであり、通信・通商国を増加させることで「鎖国」政策を放棄したとの認識だったと考えられる。そのような認識のなか締結された日米和親条約をはじめとするイギリス・ロシア・オランダとの諸条約においては、すでに通商国であったオランダ以外に対しては、通商を拒否することに

成功している。すなわち、通商規定を含まない和親条約を締結したことで幕府は「鎖国」を放棄した、換言すれば「開国」したとの認識には至っていないかったということである。

和親条約締結期においては、欧米諸国が求めた自由貿易として通商の可否は論じられることなく条約が締結された。幕府が祖法として固執した通信・通商関係の枠組みのみならず、通商形態の変更をも求める通商条約締結交渉は、安政三年七月にアメリカ初代駐日総領事タウンセンド・ハリスが下田に着任し、翌安政四年一〇月に江戸への出府が許されてから本格化する。その時点で「開国」認識にどのような変化がみられたかは次の機会に論じたい。

註

- (1) 石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、一九九〇年(第三刷))一〇七頁。
 (2) 三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)一三四頁。
 (3) 同前、一四四頁。
 (4) 羽賀祥二「和親条約期の幕府外交」(『歴史学研究』四八二号、一九八〇年、後『幕末維新論集 2 開国』吉川弘文館、二〇〇一年)。
 (5) 大島明秀「開国」概念の検討―言語論の視座から―(『國文研究』第五五号、熊本県立大学、二〇一〇年)二九頁。
 (6) 荒野泰典「近世の国際関係と「鎖国・開国」言説―19世紀のアジアと日本、何がどう変わったのか―」(『比較日本学教育センター研究年報』第一号、お茶の水女子大学日本学教育研究センター、二〇一五年)一五頁。
 (7) 松本斗機蔵に関する研究に、大野延胤『松本斗機蔵 幕末の開明派、憂国悲運の幕臣―その人と献策―』(近代文藝社、二〇一二年)がある。
 (8) 同前、二七―二八頁。

- (9) 同前、七九頁。
 (10) 多くの写本が遺されているが、本稿では早稲田大学所蔵本を利用する。これはのちに検討対象とする大槻磐溪の「猷芹微衷」と合冊されている。題箋には「猷芹微衷 大槻松本二種」とある。
 (11) 同前、一五六頁。なお、大野、前掲書では、江川文庫に残る史料から執筆時期及び提出先を明らかにしているが、早稲田大学図書館所蔵の大槻磐溪「猷芹微衷」とともに一書となった史料(大槻磐溪著「猷芹微衷」(文庫08 A0114)では、磐溪の子如電により、「天保七年年三七才猷芹微衷を草し、三月これを紀州侯二上る」とある。後述する『磐溪先制』出版後の大正一五年四月に入手し写したとの記述が添えられている。
 (12) 以下、内容については本書による。
 (13) 今日まで伝わる大槻磐溪による「猷芹微衷」はそれ単体で残っているものに加え、「海防雑篇」(嘉永元年写、東北大学附属図書館狩野文庫)、「海防叢議」(秋田県立図書館)、「海防叢議補」第三三卷(天理大学図書館)などのように、海防論集に収録されている。
 (14) 鶴飼幸子「大槻磐溪と開国論」(『仙台市博物館年報』第六号、一九七九年)、大島英介「大槻磐溪の世界―昨夢詩情のこころ」(『宝文堂』二〇〇四年)など。
 (15) ペリー来航時における磐溪の情報収集活動については、嶋村元宏「仙台藩儒・大槻磐溪によるペリー来航前後の情報収集活動とその活用」(『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』第四八号、二〇二二年)参照。
 (16) 大槻茂雄「磐溪事略」(大槻茂雄、一九〇八年)五〇頁。
 (17) 大槻磐溪「猷芹微衷」(早稲田大学図書館)。本史料は、松本本と合冊になっている。註13で述べたように、「猷芹微衷」の写本はさまざまな形態で遺されている。本稿では、早稲田大学図書館所蔵本を引用などで利用した。
 (18) 大槻茂雄、前掲書、五〇頁。なお、大島、前掲書は、「開国建白書―その新しい外交意見」として章を立て、「猷芹微衷」について「開国論を主張した最初のものであった」と評価し内容を解説している。典拠を明らかにしていないが、この部分のみならず、大島、前掲書は、大槻茂雄、前掲書の記述に多くを依拠してい

- るようであり、内容を分析したうえで「開国論」と評価したものではないようである。
- (19) 前註13、参照。
- (20) 前註8。
- (21) 大槻茂雄、前掲書、「緒言」。
- (22) 同前、五〇～五一頁。
- (23) 前註10、「隣好篇下」。
- (24) 「献序徴表」〔磐溪先制〕大槻茂雄発行、一九二五年）二八丁表。
- (25) 同前、三五丁裏。読点は、史料通り。
- (26) 前掲『磐溪事略』、六六～七二頁、参照。
- (27) 『天日本古文書 幕末外国関係文書』（復刻版、東京大学出版会、一九七二年）一―二六二号（以下、『幕末』と略称し、文書全体に及ぶときは、巻数と文書番号、一部頁に関わる場合は、巻数と頁数により記載する。）。なお、この異同について『幕末』の編者は「諸侯之家格ニヨリテ、達文及び其手続ヲ異ニセルモノカ」と推測し、「参考ノ為、茲ニ其異ナルモノ三種ヲ収ム」としている（『幕末』一―四七二頁）。
- (28) 『幕末』の編者は、「有所不為斎雜録」の嘉永七年六月二六日の条を引き、評定所一座及び三番頭のほか、二七日には、溜詰、川越、忍、会津、彦根の四家及び尾張徳川家へ、それぞれ通達が出されたとの註記がある（『幕末』一―四一三頁）。
- (29) 『幕末』一―一四七号。
- (30) 『幕末』一―一四八号。
- (31) 『幕末』一―二六一号。なお、三種のうち「第一種」は、「此度亜米利加船持参之書翰、於浦賀表請取候儀は、全く一時之権道ニ有之候間、右ニ不相泥、存寄之趣可被申聞候事（『幕末』一―四七四頁）」という文言が口達によるものを「甲」、書取によるものを「乙」としている。
- (32) 本草案は、クルティウスが長崎奉行へ提出したバタバア総督書翰に含まれるものである。多くの写本が遺されているが、本稿では老中・阿部正弘の家に伝わった「咬啗吧都督職之者筆記和解・甲必丹差出候封書和解」（石川和助写カ、阿部家資

料、神奈川県立歴史博物館所蔵）を利用する。

- (33) フォス・美弥子編訳『幕末出島末公開文書―ドンケルリクルチウス覚書』（新人物往来社、一九九二年）二〇五～六頁。
- (34) 小暮実徳『幕末期のオランダ対日外交政策―「国家的名声と実益」への挑戦』（彩流社、二〇一五年）九二頁。

〔付記〕

本稿は、JSPS科研費JP一八K〇〇九五二「開国期・危機的状况下における知識人による情報活動と意思決定過程に関する研究」（研究代表者・嶋村元宏）による研究成果の一部である。